

子どもの権利条約を読もう！



- 高校の社会科教科書の最後に「子どもの権利条約」が載っていて、「授業で取り上げなくてはね」と話し合ったことがあるのですが、授業に組み込める時間がなかったり、時間がない以上に教員が子どもの権利条約をしっかりと勉強する機会がなくて、頭の中ではこれは子どもに伝えなくてはいけないと思っても、なかなか取り組みませんでした。
- 日常的なところで貰われる思いがあれば、わざわざ条約の条文を持ち出さなくてもすむ。こういう条約ができたこと背景にある思いを、具体的な生活の場で実現していくことが一番大切。それができなければ条約があっても、子どもたちは武器として使うしかない。憲法だってそうですよね。権利を侵害された人たちがその権利を主張して、その権利を守るためにしか、今憲法は使われていないのではないかと。
- 私が子どもの権利条約を知った時に、これはすごいなと思ったのは第 3 条です。「千葉県子ども人権条例」を実現する会のニュース 22 号（2008 年 5 月 9 日発行）で、事務局長の米田修さんが、『あらためて読み直す「児童（子ども）の権利条約」という文章を書いているのですが、その中で「条約の中心部分は、条文数の 75% を占める第一部となり、その中でも本条約のキーワードとなる「児童（子ども）の最善の利益」(the best interests of child) がある第 3 条が大切です」と書いています。

【第 3 条】

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者または児童に法的な責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上および行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護または保護のための施設、役務の提供および設備が、特に安全および健康の分野に関し、ならびにこれらの職員の数および適格性、ならびに適正な監督に関し、権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第 1 条に子どもの定義、第 2 条に差別の禁止とあって、それに続いてこの第 3 条が規定されています。

- 今、児童虐待など子どもをめぐるいろいろな問題がありますが、それらを解決する時に最優先に考えなくてはいけないのは、「子どもにとって何が一番利益のあることなのか」ということ。教育改革するときも何が一番優先されるべきかという「子どもの最善の利益」。このことがいろいろなところでないがしろにされていると感じます。
- それと同時に米田さんが取り上げているのが、第 5 条（親の教育権の尊重）です。

【第 5 条】

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するにあたり、父母もしくは、場合により地方の慣習により定められている大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者または児童について法的な責任を有する他の者が、その児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示および指導を与える責任、権利および義務を尊重する。

第 18 条には、親が子どもの成長に第一次的責任を有し、子どもの最善の利益が親の基本的関心となるとも書かれています。親が持つ子どもの成長への責任と権利を国は尊重しなければいけないのです。

子どもにかかわる施策を作る場合は、子どもの意見を聞いて行われなければならない

- 子どもが 6 年生になったら、全国一斉学力調査を受けなければなりません、親としては子どもにそれを受けさせたくない。「休んでいいよ」と言いたいと思っているのですが、子どもがそれをどう解釈するだろうか。学校がどう反応するだろうか。
- 親として学力テスト自体が子どもの成長や学校教育にとって良くないと判断するから、子どもにテストを受けさせないというのが、親の教育権の主張だと思う。しかし、権利条約第 12 条に定められている「子どもの意見表明権」があって、親には第一義的な権利や責任があるけれど、それを唯一制限するものは子どもの意見。

【第 12 条】

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の見解を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢および成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、とくに、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上および行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則と合致する方法により、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

- 学力テストの問題でも、子どもが意見を表明したら、いくら親であっても強制することはできない。
- 学力テストの状況や問題を、子どもがまず知るということが大事ですね。
- 自分たちに関する情報を適切に得る権利があるということも定められています。(第 13 条「表現・情報の自由」第 17 条「マス・メディアへのアクセス」)
- 全国学力テスト以外にも自治体が行っている統一テストがありますが、実際どのように行われているかどうか、親はあまり知りませんね。知らないうちに行われているし、結果の報告もないのでは。
- うちの学校では 3 年生から茨城県の全員統一テストを受けています。3 年生は国語と算数。4 年生以上は社会と理科も加わった 4 教科です。2 年生の 3 月にそのテストのコピーを 1 時間させられていたと他のお母さんから聞かされて、初めてそのテストについて知りました。つまり過去問をやっていたんですね。この県の統一テストも 4 月に行われ

ますから、国の全国学力テストと合わせて、4月は2回もテストがある。リハーサルも入れると3回になる。このリハーサルをおかしいと思って、PTA総会で校長に「あのテストいったい何ですか？」と質問した人がいました。校長は「学力がどうなっているか知るためにやったんです」と答えましたが、リハーサルのテストについてのこの説明はおかしいですね。県教委に問い合わせたら、「リハーサルを行ってはいけない。でも子どもたちの学力をトータルに見るためにテスト問題が作成されているから、コピーを活用することは良い事だ」と答えました。そんなことに付き合わされる子どもたちはたまったもんじゃない。

- 今、いろいろな教育改革が行われている中で、子ども本位に考えることがとても必要なことだと思う。
- 本来ならば、学校から子どもたちに向けて、学力テストについてどういう目的でどのような方法で行われるかの説明がされなければならないし、それについて子どもの意見を聞くこともしなければならない。第12条には、子どもは意見を聴取される機会を与えられるとも書かれていますから。
- 幼い子どもで自らの意見を表明できない場合は、親が子どもの最善の利益を考えて代弁する。進んで声を出せる子どもばかりではないから、声を出せない子どもたちの声も聴取する機会を作って聞いていかなくてはならない。子どもにかかわる施策を作る場合は、子どもの意見を聞いて行われなければならない。



PTA — 子どもの最善の利益のために親と教師が力を合わせるどころ

- 先日、PTAで子どもたちを対象とした文化鑑賞会を催すことになって、その内容を決めるにあたって子どもの意見を聞こうという意見を、PTA本部が「子どもにそんなことを聞いてもわからないから」と一蹴してしまいました。その時、この子ども権利条約の条文をパッと出せばよかった。ささやかなことだけど、この条約に触れることがなくて災いしていることがいっぱいあるんだと思いました。子どもの権利条約に触れる機会をつくりたいですね。
- 子どもの権利条約には、文化についての権利も書かれています。

【第31条】

1. 締約国は、休息および余暇についての児童の権利ならびに児童がその年齢に適した遊びおよびレクリエーションの活動を行い、ならびに文化的な生活および芸術に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的および芸術的な生活に充分に参加する権利を尊重し、かつ促進するものとし、文化的および芸術的な活動、ならびにレクリエーションおよび余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

- 子どもにアンケートをとらなくても、せめてPTA委員が自分の子どもたちの意見を聞いてみるとか、児童会の意見を聞いてみるとか、いろいろな方法があるでしょうに。
- 今の児童会活動も形骸化しているところが多いようですが、以前は児童会役員の選挙も行われていたが、今は選挙しないところが多いらしいです。子どもたちが自分たち

のことを自分たちで決めていくという自治を学ぶ機会すら保障されていない。

- 少なくとも児童会というのは民主的な組織。学級会があって、そこで話し合われたことを全体の代表委員会へ持っていく。代表委員会で決めるときも必ず学級委員会に持ち帰る。そういう組織になっているはず。
- 私自身も子どもの時にそういう経験があるので、話し合いというのはそうやって手間をかけてするものだ、というより手間だとも思わないであたりまえのこととっていました。そういう経験の中身がそれぞれ違うから、今親になって話が通じないのかもしれない。そういう経験があれば、「子どもに意見を聞いたって混乱するだけ」という声にはつながらないと思う。
- 先ほど紹介した「千葉県子ども人権条例」を実現する会事務局長の米田修さんの文章の最後の部分に、「条約の趣旨を養育と教育の場にあてはめると、例えば学校教育では、子ども独自の権利（最善の利益）、親独自の教育権（憲法・民法による第一義的な権利）に基づいて、主体的な決定権は子どもと親の側にあり、学校側は学ぶための条件整備等の援助・支援をする二次的（副次的）な責任があるのです」と書かれています。学校教育を行っていくうえで、子どもと親の権利を大事にして、それに基づいていろいろ決めていく。それを保障するために学校は様々な基盤整備をしていく。
- 本来PTAの理念もそこにあるのではないのでしょうか。そこから出発しているはず。
- PTAの目的は子どもの豊かな成長のために親と教師が力を合わせるもの。それを子どもの権利条約に照らして言えば、「子どもの最善の利益のために親と教師が力を合わせる」となる。PTAは言葉として表現されていなくても、憲法や子どもの権利条約の理念に基づいて活動していくもの。（教育基本法は変えられてしまっただけだ）

自分のことは自分で考える。自分で決める。そのためにこの条約がある

- 私は子どもの権利条約の中でとても好きなのは第31条に書かれている「遊ぶ権利」なんです。子どもたちにだって休む権利があるし、自分で自分の余暇をどう過ごすか決める権利だってある。今はこの権利も保障されていないのではないかな。
- 今の子どもたちを見ていると、コミュニケーションがへただし、地に足が着いていない。以前、教会で外国人の宣教師の方と英語で話す会に参加していたのだけれど、遅れていった時に「遅れてすみません」と入っていくと、「気にすることはない。私には一切関係ない。あなたが損するだけです」と言われました。遅刻することは自分自身の問題だと。日本の子どもはもっと地に足つけて、自分という意識の上で判断することが大事。
- 子どもも人にどう見られるかどうかということをととても気にしますね。何かをするにも人の判断を仰ぐ。
- 地域の人が交通安全のために、毎朝交差点の角々に立っている。そのせいかどうか、子どもが自分の判断で交差点を渡ろうとしない。まわりにいる大人が渡るまで渡らない。これでは判断力が育たない。
- 自分で判断するチャンスは少ない。社会全体が自分で判断するというところに重きを置いていないところがありますね。
- それなのに、なぜ学校選択制？
- 個人で選んで、個人で考えて、判断させようと思ったら、個の資質が



問われる。何を基準に選択するのは個人の人間性にかかわる。日本では往々にして、「幼いからわからない」とすぐ言う。幼ければ幼いほど魂に近い分、察知力が優れていると思う。もう少し子どもの持てる力をつぶさないで伸ばしてやるという子育てが必要。

- 自分のことは自分で考える。自分で決める。そのためにこの条約がある。いざ自分の権利が侵害された時には、この条約や憲法・法律でもって自分の身を守る。
- 教育基本法が改悪されても、憲法とこの条約があるということは心の支えになる。国連子どもの権利委員会が日本の教育が過度に競争主義的になっているので見直しが必要などと勧告していますが、そのようにこの条約に基づいて国際社会は日本の子どもを守ろうとしているんだよということは、生徒に伝えました。教育基本法が改悪された今だからこそ、この条約の意義は大きい。
- 今、いろいろなところがおかしいと皆が思い始めていて、全うなことはなんだろうと嗅覚を手繰り始めているから、こういう話に心が引っかかるかもしれない。
- 子どもの権利委員会というのが国連の中に設置されていて（第 43 条）、5 年に一度政府はその委員会に、この条約で認められた子どもの権利をどのように実現したかなどの報告をしなければいけない。（第 44 条）日本政府はこれまで 1996 年、2001 年と 2 回の報告をしていて、3 回目は今年 4 月にやっと出したそうです。政府が報告したものだけどと不十分かつ一面的になるだろうから、市民や当事者の子どもたちが独自の報告書を作成する取り組みをしています。

子どもたちは教育を受ける権利すら保証されない事態になってくる

- 今、いじめや体罰、児童虐待、子どもの貧困という様々な問題がある。先日厚労省が発表しましたが、生活保護世帯が過去最多になったそうです。国や自治体は何らかの手立てをしなければ、子どもたちは教育を受ける権利すら保証されない事態になってくる。
- いろいろな数字を見ると、日本は先進国の中で貧困率が非常に高い。にもかかわらず、貧困についての研究・調査は遅れているし、貧困への施策も遅れている。生活保護世帯が増えているのと比例するように、児童虐待の件数も増えている。今、子どもの貧困の実体は深刻になっているけれど、それがなかなか表面化してこない。
- 憲法 25 条で保障されている最低限の生活ができないという人が本当に増えている。子どもたちがその影響をもろに受けている。そういう実態を身近な具体的なところで、皆で把握していくこと、個人の問題として片付けしないで、皆で考えていくことが必要。
- PTA もやることいっぱいあるかもしれないけど、子どもにとって何が一番大事かを考える場所であってほしい。
- うちもサラリーマンですが、給料はどんどん減っていくし、ボーナスはカットだし、容

07 年度の生活保護世帯は、1 月平均 110 万 5275 世帯（前年度比 2.7%増）で過去最多だったことが厚生労働省の社会福祉行政業務報告で分かった。05 年以降 3 年連続で 100 万世帯を突破し、今回初めて 110 万世帯を超えた。

最も多かったのは 65 歳以上の高齢者世帯で、49 万 7665 世帯（前年度比 5%増）と全体の 45%を占めた。障害者・傷病者世帯は 40 万 1088 世帯（同 0.9%増）、母子世帯は 9 万 2910 世帯（同 0.3%増）だった。

（毎日新聞 9 月 26 日）

赦ないですよ。それで物価だけは上がっていく。普通に生活していけるかどうかさえ危うい状況。

- 私は講師なので非常勤。パートの人たちと同じ。正規職員の同僚の先生が自分より年下であっても、キャリアが違って、言ってみればその人たちに雇われている身分。自分が培ってきたもので出る賃金ではない。そういう状況では、正規職員と非正規職員が、子どものことを良くしていこうという連係プレーはできない。非正規職員を半人前にしかとらえていないというのでは、情報や問題の共有もできない。
- 公立の小中学校でも、先生の雇用形態が様々になってきています。県職と市職がいて、正職員・パート・臨時職員がいて、臨時職員の中にも準正職員みたいなものもいれば、期間限定もいて、それぞれ労働条件が全く違う。とても矛盾しています。あれでは一枚岩になることはできない。全員県職員・正職員にすべきです。
- 親から見ると、そういうことは見えない。皆同じ先生。
- 労働者としては明らかに階級差があります。どんなに理不尽なことでも、どんなに子どもにとって教育的に良くないことでも、強く言えない。やんわり言っていたら、通らない。議論ができない。いきり立っても、それに対して対価がないというのは本当に力が出ないですね。子どものためにと踏ん張ってきたけれど、最近力が出ない。どうしたら自分の気持ちが前に立てるのか、ちょっと困ってしまいます。自分だけでなく、どの職場の人も、自分の仕事に誠実になろうと思えば思うほど、つらい気持ちになっているのではないかという気がします。
- 学校を卒業してすぐ先生になって、いろんな社会の人がいることを知っていなければいけない人が、何も知らずにポーンと専門の世界に入ってしまう。何年か社会で経験をつんで、いろんなことを見て、社会勉強してから先生になってほしいと思う
- 世間知らずだという意見が後押しして、デパートへ行って販売経験をつむというような奇妙な研修が行われるようになっていく。世の中にはいろんな人間がいるということは、まさに子どもや親を見ればわかることで、そういうことを先輩の先生が身をもって伝えていければ、十分その職場で磨かれていく。その職場で磨きがかけれないくらい、身をもって伝えられる人がいない。



地域で子どもを大事に育てていきたい

- 障害を持った子どもが地元の学校に通えない。地元の学校に特殊学級がないから。特殊学級のある学校に親学級もあるけれど、せめて地元の学校に親学級を置いてほしい。地域に関係を作りにくくなってしまふ。普通学級にいる子どもたちは、お友だちのお母さんや地域の大人たちに知ってもらえるけれど。障害があるからこそ、地域の人たちに知ってもらいたい。小さい時から知っているからこそ、安心して一緒に仲間といえる。普通学級に通うのが無理なら、地域の学校に籍をおいて、そこから週に何回か通級するようなシステムにしてほしい。
- 親がそういう要求をしたくても、弱者はなかなか意見を言えない。一緒にがんばろうよと後押ししてくれる人がいて初めて、声が出せる。
- 最後は親の選択だけれど、何とかできるんだったら、地域の人が皆で考えてという形を根付かせていきたい。地域で子どもを大事に育てていきたい。

- 困難を抱えている人ほど、遠くに通わなくてはいけないというのはおかしいです。
- PTAの学年委員で企画をする1時間の枠をもらったので、私は地域の障害者の支援団体に依頼して、車椅子の体験や手話で昔話をするなどのブースを作って、子どもたちが体験するという企画を立てました。そういう企画をきっかけにして、障害を持つお子さんのお母さんに「何か困っていることない？」と話をしたいと思ったのですが、他の学年委員の人たちが、「そういう企画は暗い」と言うんです。「ふれあい学級」という企画なので、子どもと触れ合って楽しくやりたいのに、それは楽しさに欠けると言うんです。「でも、楽しくすることだけがふれあいじゃないでしょう。考えることも大事なふれあいじゃないの？」と言ったのですが。依頼している支援団体の人に「触れ合って楽しいということを加味するようなものにしていただけないか」とお願いしたら、「子どもの時にそういうことを経験するのは大事だから、学校でやれるチャンスを逃したくない。そんなに楽しみたいのなら楽しませてやろうじゃないか」と言ってくださった。それで何とか、11月に行くことになりました。